

【 施 工 委 員 会 規 則 】

(総則)

第1条 運営委員会規則第10条に基づき施工委員会規則を定める。同規則第9条に基づき設置される施工委員会(以下「委員会」という。)の運営は、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 この規則は、委員会の権限、構成、運営方法等について定めることにより、共同企業体における工事の施工を円滑に行うことを目的とする。

(権限)

第3条 委員会は、運営委員会の下に組織され、運営委員会で決定された方針、計画等に沿って、第6条に定める工事の施工に関する具体的かつ専門的事項を協議決定する権限を有する。

(構成)

第4条 委員会は、各構成員から選任された委員〇名以内で組織する。

2 委員は、原則として各構成員が工事事務所に派遣している職員とする。

3 各構成員は、委員に事故があるときは、代理人を選任することができる。

4 委員会には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

5 各構成員は、委員が人事異動その他の理由によりその職務を遂行できなくなったときは、他の構成員に文書で通知し、交代させることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は原則として工事事務所長(以下「所長」という。)がこれに当たる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(付議事項)

第6条 委員会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

一 施工計画及び実施管理に関する事項

二 安全衛生管理に関する具体的事項

三 工事实行予算案の作成及び予算管理に関する事項

四 決算案の作成に関する事項

五 協定原価(共同企業体の共通原価に参入すべき原価)算入基準案の作成に関する事項

六 工事事務所の人員配置及び業務分担に関する事項

七 取引業者の選定並びに軽微な取引に係る取引業者の決定及び契約の締結に関する事項

八 発注者との契約変更に関する事項(変更契約の締結を除く。)

九 その他工事の施工に関する事項

(開催及び招集)

第7条 委員会は、委員長の招集により、原則として月〇回定期的に開催するほか、委員長が必要と認め

た場合及び他の委員から請求があった場合に開催する。

(議決等)

第8条 委員会の会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 委員会の議決は、原則として全ての委員の一致による。

3 委員会の議事については議事録を作成し、出席委員の捺印を受けた上で、委員長がこれを保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

(報告事項)

第9条 委員会において協議決定された事項は、速やかに運営委員会に報告する。(注-1)

2 委員会は、工事の進捗状況、工事実行予算の執行状況等を毎月、所長より報告させるとともに、適宜、運営委員会に報告する。

3 委員会は、施工過程における事故、技術上のトラブル、盗難、その他の異常な事態が発生した場合は、所長より速やかに報告させるとともに、運営委員会に報告しなければならない。

(施工委員会名簿)

第10条 委員会は、別記様式により委員会名簿を作成し、保管するとともに、その写しを各構成員に配布する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇建設工事共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

代表者 〇〇建設株式会社

代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印

(別記様式)

〇〇建設工事共同企業体施工委員会名簿

〇〇年〇〇月〇〇日

| 構 成 員 | | | |
|---------|--|--|--|
| 施 工 委 員 | | | |
| | | | |
| | | | |

(注) 委員長及び委員長代理については、その旨付記するものとする。

注解

(注-1) 運営委員会が定期的には開催されない実態にかんがみ、運営委員に対し文書で報告することをもって、運営委員会への報告に代えることも差し支えない。